

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

Q1. ふるさと納税ワンストップ特例を利用できる人は？

下記のチェックリストで全てに該当する方です。

(確定申告等をされた場合、ワンストップ特例の適用は受けられません。)

※「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、結果として6以上の地方公共団体に寄附された場合、ワンストップ特例の適用は受けられませんので、必ず確定申告等を行ってください。(同じ地方公共団体に複数回寄附をしても1団体としてカウントします。)

■ふるさと納税ワンストップ特例適用チェックリスト

①、②のいずれかの全てに該当する方のみワンストップ特例制度を利用することができます。

①給与が主な所得の方	
<input type="checkbox"/>	当該年の給与収入が2,000万円以内
<input type="checkbox"/>	確定申告で医療費控除等を受けない
<input type="checkbox"/>	年末調整された給与のほかに所得がない
<input type="checkbox"/>	勤務先から給与支払い報告書が市町村に提出されている
※年末調整をしていない源泉徴収票や源泉徴収税額の記載のない源泉徴収票をお持ちの方は、地元の住民課までお問い合わせください。	

②公的年金が主な所得の方	
<input type="checkbox"/>	当該年の公的年金等の収入が400万円以内
<input type="checkbox"/>	公的年金等の収入以外に所得がない
<input type="checkbox"/>	扶養親族や医療費・社会保険料・生命保険料等の控除の追加がない
※年金から所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告により税金が還付されることがあり、その場合、申告特例の申請はできません。	

(注) 個人事業者の方は、確定申告が必要なため、ワンストップ特例制度は利用できません。

Q2. ふるさと納税ワンストップ特例の手続きは？

①寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ申請書）の作成

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を同封しますので、必要事項を記入、押印してください。

②個人番号確認書類と本人確認書類のコピー

マイナンバー制度の導入により、2016年1月1日から個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。なりすまし防止のため、個人番号確認書類と本人確認書類をコピーしてください。

③上記の①と②を新十津川町役場に郵送またはメールで提出

送料に係る費用は自己負担となります。(FAXは不可。)

押印した申請書をカラースキャンし、PDFファイルのメール提出は可能です。

受付後、1カ月以内に、新十津川町からワンストップ特例の受付を証明する受付書を郵送します。

■個人番号確認書類と本人確認書類

	A 「個人番号カード」 をお持ちの方	B 「通知カード」 をお持ちの方	C 「個人番号・通知カード」 のどちらも無い方
個人番号 確認書類	「個人番号カード」の 裏のコピー	「通知カード」のコピー	個人番号が記載された住民票の コピー（原本も可）
本人 確認書類	「個人番号カード」の 表のコピー	【下記のいずれかの身分証のコピー】 ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・運転経歴証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・特別永住者証明書	
※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーする。			

Q3. 寄附をした後（特例申請書を提出した後）、氏名や住所変更などがあった場合は？

提出済の特例申請書の内容に変更があった場合、寄附をした翌年の1月10日までに、新十津川町へ変更届出書を提出してください。

変更届出書の提出がないと、ワンストップ特例が受けられない場合があります。

(変更届出書は新十津川町ホームページからダウンロードしてください。)

ワンストップ特例制度に関するお問い合わせ・申請先

〒073-1103 北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地 1
新十津川町役場 総務課企画調整グループ
電話 0125-76-2131
E-mail furusato-one@town.shintotsukawa.lg.jp

